

令和6年8月26日 配信

「ふくしまの家情報ネットワーク」情報提供について（R6 NO.10）（通算 NO.493）

「ふくしまの家情報ネットワーク」に登録された皆様へ

◆「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」応募受付中です！

家全体の断熱改修で補助金最大 96.6 万円！

現在、改修工事中の方も間に合います！

募集期間 令和6年5月15日（水）～ 令和6年11月15日（金）

募集戸数 200戸 ※先着順、予算がなくなり次第終了。応募状況の公表及び募集終了の予告は行いません。

事業の概要については、以下のとおりです。

■事業名 福島県省エネルギー住宅改修補助事業

県は、住宅分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅の断熱性能等を高める改修を促進するため、県内に所在する既存戸建住宅の省エネ診断及び省エネ改修に対して補助金を交付します。

■対象者

- 1.自ら居住するために省エネ診断又は省エネ改修を実施する住宅の所有者又は賃借者
- 2.暴力団員等又は社会的非難関係者に該当しない者
- 3.県税の滞納がなく、国・地方公共団体から本事業と同様の補助金を受けていない者

■対象経費

○省エネ診断

- ・住宅の省エネ診断のための費用
- ・BELS の評価・認証を受けるための費用

○省エネ改修（※モデル工事費の定めがあるものはモデル工事費が上限）

- ・開口部の断熱化に係る改修費用（窓・ガラス交換、内窓設置、ドア交換）
- ・躯体等の断熱化に係る改修費用（外壁・屋根・天井・床の断熱化）
- ・設備の効率化に係る改修費用（高断熱浴槽・高効率給湯器・節湯水栓・LED 照明等の設置）

■補助額

- ・省エネ診断 省エネ診断等に係る経費の2/3（上限額2.2万円）
- ・省エネ改修 既存戸建住宅の断熱改修等に係る経費の23%
（改修内容等に応じて上限額76.6万円～140万円）

※令和6年4月1日以降に契約を締結し、交付決定の日以降かつ令和7年3月31日までに完了するものに限る。

※省エネ改修を行う住宅は、地震に対する安全性が確認できること。

■募集期間

上記のとおり。

※募集期間中に交付申請書を申請窓口へ提出してください。

※申請の内容によっては補助対象外となる場合がありますのでご了承ください。

■申請窓口及び問合せ先

一般財団法人ふくしま建築住宅センター <http://www.fkc.or.jp/shouene/index.html>

■本事業の詳細については、こちらをご確認ください。

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezuutaku.html>

以上

「ふくしまの家情報ネットワーク」の登録者を募集しています。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/fukuie4.html>

////////////////////////////////////
福島県 土木部 建築指導課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（県庁本庁舎4階）

指導審査担当 電話 024-521-7523(直通)(内線 3671,3674,3675,3697)

民間建築担当 電話 024-521-7528,-7529(直通)(内線 3676,3677,3678)

FAX(指導審査担当、民間建築担当共) 024-521-8049(内線 5564)

建築指導課 HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/>

電子メール kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp

「ふくしま住まい人」を公開しています。ぜひご覧下さい。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/fukushimasumaibito.html>
////////////////////////////////////

福島県が応援します!

ホッ しっかり断熱! とな住まい



省エネ診断

最大 2.2万円補助

省エネ改修 (省エネ基準の場合)

最大 96.6万円補助

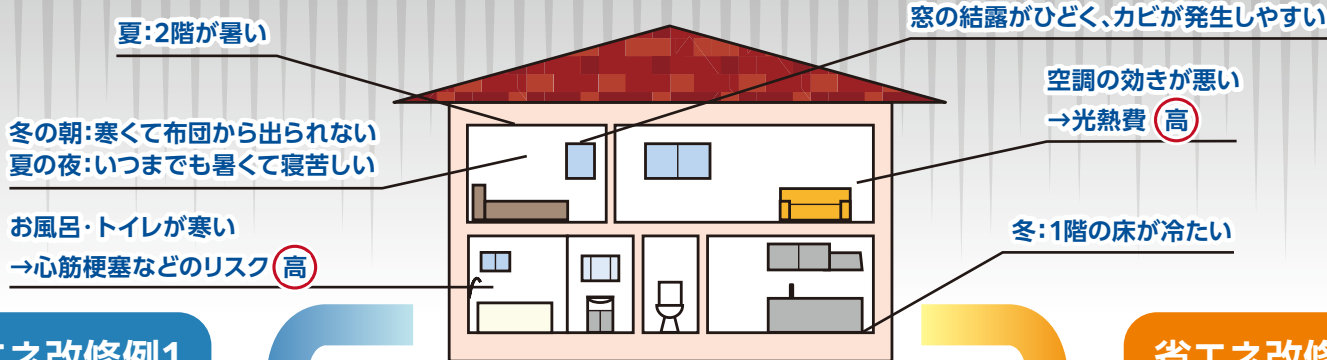
令和6年度 募集期間

5月15日(水)~11月15日(金)

あなたの家にあてはまるものはありますか?

☑ 断熱材が入っていない

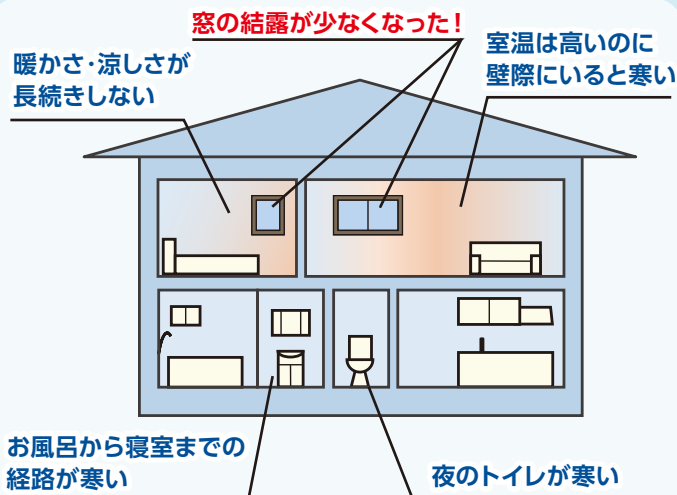
☑ 窓は普通のガラス1枚



省エネ改修例1

部分的に省エネ改修

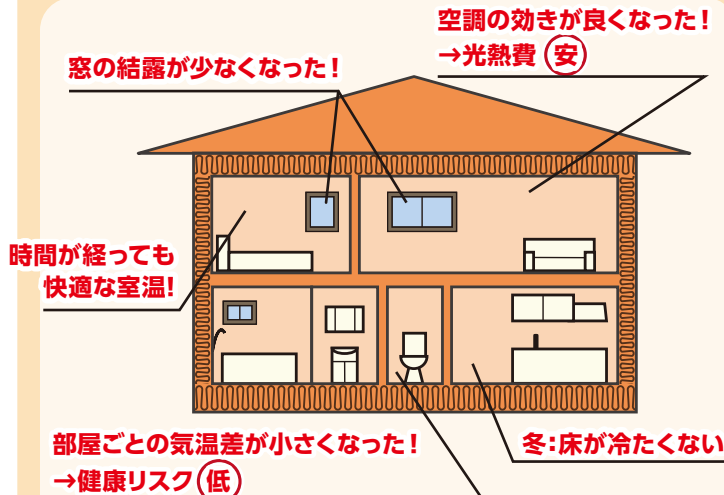
・リビングと寝室の窓に内窓設置



省エネ改修例2

家全体を省エネ改修

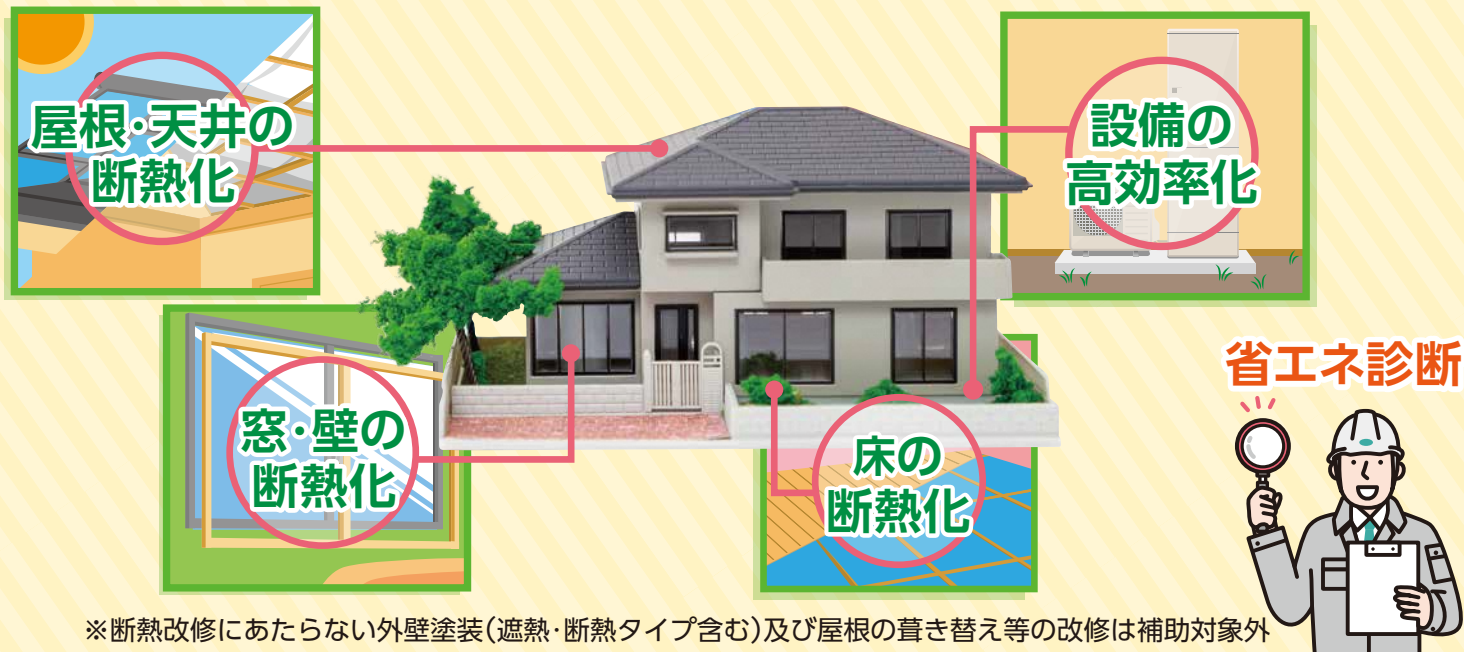
・壁、床、天井に断熱材を施工
・全ての窓に内窓設置



利用頻度が高い部屋の断熱性向上	メリット [地域4・省エネ基準改修の場合]	家全体の断熱性向上 ヒートショック防止効果あり
○	断熱効果	◎
○	省エネ効果 (光熱費削減効果)	◎
低	改修コスト	高
76.6万円	補助金額	96.6万円

最大 20万円加算!

※別に定める条件を満たす場合



※断熱改修にあたらぬ外壁塗装(遮熱・断熱タイプ含む)及び屋根の葺き替え等の改修は補助対象外

募集戸数

200戸 ※先着順 予算がなくなり次第終了

補助金の交付額

事業種別		最大補助額 [地域2,3の場合] *1	対象経費	補助率	加算額
省エネ診断		22,000円	診断に係る費用 診断に必要な調査費用 BELSの評価・認証に必要な費用	2/3	—
省エネ改修	全体改修*2 (BELS等の 評価・認証 が必要)	省エネ基準	省エネ改修に要する費用 ・開口部及び躯体等の断熱化に 係る費用*4 ・設備の高効率化に係る費用*5	23%	最大 200,000円 以下の全ての室の 外気に面する部分の 断熱改修を行う場合。 ①居間、台所及び食堂 ②脱衣所 ③上記以外で改修 する室
		ZEH水準			
	部分改修*3	省エネ基準			
		ZEH水準			

※1 地域区分については、県建築指導課HPでご確認ください。

※2 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの(取得予定であるものを含む)

※3 複数(2箇所以上)の開口部の改修を含むもの

※4 窓ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換、外壁、屋根、天井、床の断熱改修

※5 太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓、コージェネレーション設備、蓄電池、LED照明への改修

補助対象工事

令和6年4月1日以降に契約するもので、交付決定の日以降かつ令和7年3月31日までに完了するもの。

※省エネ改修を行う住宅は下記に該当するものを除く

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断等により地震に対する安全性が確認されていないもの(省エネ改修の完了までに耐震改修を行うことにより地震に対する安全性が確保されるものを除く)
- ・現にZEH水準を満たしているもの

※現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあつては、ZEH水準を満たすよう改修を行うものに限る。

問合せ先・申請窓口 受付時間 9:00~12:00/13:00~16:00 ※土・日・祝日、8月14~16日は休業日です。

問合せ先・申請窓口 一般財団法人ふくしま建築住宅センター

県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25	TEL 024-573-0121
県中事務所	〒963-8851 郡山市開成五丁目10-5	TEL 024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18	TEL 0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17	TEL 0242-38-3611

県の連絡先

福島県建築指導課民間建築担当 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7529

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezyuutaku.html>

福島県 省エネ住宅 検索

